

部会が出された意見の要旨と部会としての結論

犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会（第3回部会） 資料1

	意見の要旨	条例案を作成する上での論点	部会としての結論
①目的	<p>○道条例と同様に、目的に「青少年の健全な育成に寄与すること」を盛り込むかどうか</p> <p>○道条例では、青少年健全育成のための暴力団事務所の設置規制（学校 200m 以内不可）があるため目的として定める意味合いがあるが、市条例では必ずしも必要ではないのではないか</p>	<p>○目的に「青少年の健全な育成に寄与すること」を盛り込むかどうか</p>	<p>○市条例には、青少年健全育成のための暴力団事務所の設置規制を規定しない予定であることから、「青少年の健全な育成に寄与すること」という目的は盛り込まない</p>
②基本理念	<p>○東京都条例のように、基本理念に「暴力団と交際しない」を盛り込めないか</p> <p>※東京都条例 第3条 暴力団排除活動は、暴力団が都民の生活及び都の区域内の事業活動に不当な影響を与える存在であるとの認識の下、暴力団と交際しないこと、暴力団を恐れないこと、暴力団に資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、都、特別区及び市町村並びに都民等の連携及び協力により推進するものとする</p>	<p>○基本理念に「暴力団と交際しない」ことを盛り込むかどうか</p>	<p>○理念としては正しい内容だと思うが、条例の規定となると何をもって「交際」と定義するのが難しいため、基本理念には、「暴力団と交際しない」という規定は盛り込まない</p>
③市民啓発	<p>○一部の市民だけでなく、市民全体の意識を変えるための啓発が重要であるので、暴力追放センターが事業者向けに実施しているような講習を市民向けに広く開催できないか</p>		<p>○個々の具体的な啓発方法は、どのような広報や啓発を行うことが効果的なのかを検討して実施する</p> <p>○条例では、市民及び事業者の暴力団の排除に対する理解を深め、暴力団の排除に関する活動に取り組む気運を醸成するため、広報その他の必要な啓発活動を行うことを規定する</p>

		意見の要旨	条例案を作成する上での論点	部会としての結論
市民及び事業者に対する支援	④情報の提供	○暴力団と関係のある取引先であることが分かれば、事業者が自主的にその関係を断つことで協力することが考えられる	○市が個別の暴力団情報に係る情報提供を行うかどうか ○市が行う情報提供の内容と方法	○市が個別の暴力団情報を提供することは困難なため、条例では暴力団情報とは明示せず、広く一般的な情報の提供や助言その他必要な支援を行うことを規定する
	⑤安全確保・保護	○暴力団排除の施策に協力した場合、安全確保や万が一の対応などはどのようになるのかが、条例のイメージの資料からは読み取れない	○市民や事業者の安全確保に関して、市は何を行うことができるか ○できることがあるとして、条例に反映させるべき内容とは何か	○市民や事業者の保護についても、警察を保持しない市が対応することは困難なため、条例では規定しない ○条例には具体的には規定しないが、その他の必要な支援として、暴力団の被害に遭った（もしくは、現に遭っている）市民や事業者に対する支援の実施についても検討することを望む
⑥市民の義務違反に対する処置		○市民の義務違反（暴力団の威力利用の禁止など）に対して、なんらかの処置を設けることが必要か ○市民一般に対して罰則等を科するのは難しいと考えられる	○市民一般に対してまで、罰則や行政指導の措置を設けることが妥当なのかどうか ○罰則や行政指導の措置を設けた場合、正確な事実認定が必要だが、警察を持たない市に対応可能かどうか	○罰則や行政指導を科するためには、正確な事実認定ができる体制を整える必要があるが、警察を保持しない市がそのような体制を整えることは困難であることから、市民の義務違反に対する処置は規定しない

		意見の要旨	条例案を作成する上での論点	部会としての結論
札幌市が行う施策	⑦ 地方公共団体で共通	<p>○暴力団に資金が流れないようにすることが基本であり、市の事務事業からの排除が必要である</p> <p>○暴力団の排除の範囲（下請け・孫請け、暴力団共生者等）をどこまでにするかが論点となる</p> <p>○暴力団排除の範囲を決める際には、民間事業者の判断基準が参考となるが、民間よりも緩くするのは疑問である</p>	<p>○排除対象とする範囲をどこまでとするか</p> <p>【事務局案】</p> <p>以下の2つの理由により、排除対象の範囲は、道条例の排除対象と合わせるのが良いと考える</p> <p>①道条例は、すべての下請け・孫請けからの排除や暴力団共生者等の排除が含まれており、民間よりも緩くすることにはならない</p> <p>②市民や事業者に分かりやすく、混乱を生じさせない</p>	<p>○排除対象の範囲を道条例に沿った内容とすることは、その理由に合理性もあり、妥当なものと認められる</p>
	⑧ 札幌市独自のもの	<p>○東京以北最大の歓楽街「すすきの」を擁する札幌の特殊性を踏まえ、暴力団排除特別強化地域を設定などについても検討する必要があるのではないか</p>	<p>○市独自の規定として、暴力団排除特別強化地域を設定するかどうか</p>	<p>【結論が出ていないため、出された意見を挙げている】</p> <p>○暴力団の資金源を断つためには、ススキノを擁する札幌市が暴力団排除特別強化地域を設定し、罰則を設けるなどの独自の規制を設けるべきであり、そのような規制を設けても、都道府県の条例に抵触するかということについては、何ら問題はないと考えられる</p> <p>○道条例以外の規制をかけることによる影響を慎重に検討すべきであり、また、実際に取り締まりを行う道警の見解についても確認が必要ではないか</p> <p>※ 罰則を設けるためには、検察庁との協議が必要であり、条例制定までの期間は長くなる</p>
		<p>○札幌市で、暴力団対策などの講習を受けた事業者が入札で有利になる仕組みを検討できないか</p>		<p>○入札制度そのものについては、現在も条例では規定していないことから、本条例でも規定しない</p> <p>○条例制定後に入札制度の検討を行う余地はある</p>

